

【行 政 法】

問題1 S鉄道株式会社は、特別急行料金改定（値上げ）をしたいとして、国土交通大臣（Y）より、平成29年6月8日に、鉄道事業法16条1項に基づく旅客運賃変更認可処分（以下「本件処分」という）を受けた。通勤定期乗車券を購入して日常的にS鉄道を利用し特急に乗車していたXらは、本件処分の取消しを求めて訴訟（行政事件訴訟法3条2項）を提起したいと考えている。Xらの原告適格について検討しなさい。

鉄道事業法

第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、第三項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるも

のであるとき。

問題 2 自動車運転免許に付される「条件」（眼鏡等）について、講学上の説明を加えなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題 1、問題 2 と見出しをつけて記入しなさい。